

第4回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（令和6年12月26日）の資料2-1から御意見等踏まえ、修正したもの。
現在、自治体照会中。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の 実施に関する手引（素案） 概要

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

目次

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

①共通事項

- ②通園初期の対応
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応
- ⑤計画と記録
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点
- ⑧その他

III その他の留意点等

- ①個人情報取り扱いについて
- ②他制度との関係
- ③職員の資質向上等

I 基本的事項 - 1 . 制度の意義

基本的な考え方

- こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている制度である。

こどもの成長の観点からの意義

- **家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られる。
- 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、**家庭だけでは得られない様々な経験**を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。**
- **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。 等

保護者にとっての意義

- **専門的な知識や技術を持つ人との関わり**により、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、**育児に関する負担感の軽減**につながる。
- **こどもへの保育者の接し方を見ること**により、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長**することができる。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいて社会的資源を活用**することにもつながる。 等

保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する**専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮**できる。
- 在宅で子育てする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えたりすることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていったりするなど、**保護者に対してもその専門性を発揮**することができる。 等

事業者にとっての意義

- **定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等**において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、**事業を継続したり、発展させていく可能性**が広がる。
- 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化するなど、**地域社会とのつながりをより感じられるようになる。**

制度の意義を実現するための自治体の役割

- 広くこどもの育ちを支える制度であるとともに、**要支援家庭等を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義**も含め、**関係者間で認識を共有していくことが求められる。**
- 各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が**部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進めることが重要。**
- 各市町村において、受入れに必要な定員数を算出し、**必要整備量の見込みの把握**を行うとともに、**地域でどのように提供体制を整備していくのか、主体的に検討**する必要がある。 等

I 基本的事項 - 2 . 令和 7 年度の制度の概要

制度の概要

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
- 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象。

事業の全体像

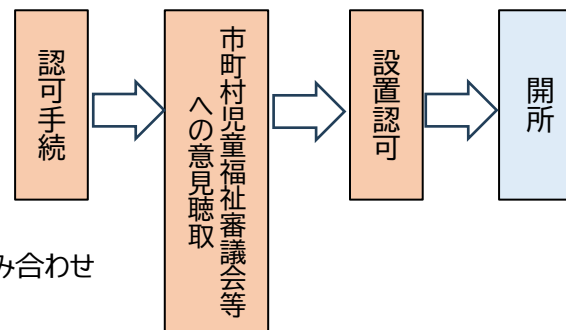
【事業の実施方法】

- 認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。

【提供内容の検討】

提供内容について、以下の点を検討。

- ①実施方法：(1) 余裕活用型、(2) 一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）
- ②受け入れるこどもの年齢・時間枠等
- ③利用パターン：(1) 特定の事業所の継続的な利用、(2) 定期的でない柔軟な利用、(3) (1)と(2)の組み合わせ
- ④食事の提供：提供するかどうか、提供体制、献立作成方法 等
- ⑤親子通園：実施するかどうか、実施回数及び期間 等
- ⑥特別な支援が必要な場合の対応：障害のあるこども・医療的ケア児・外国籍児童等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れ
- ⑦こどもへの関わり方や遊びの内容：こどもの発達の過程に応じ、こどもの主体性を大切にすることがもっとも重要 等
- ⑧その他：キャンセルポリシー、災害発生時等の対応 等



【施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫】

- 事例集にお示しする好事例を参考に施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

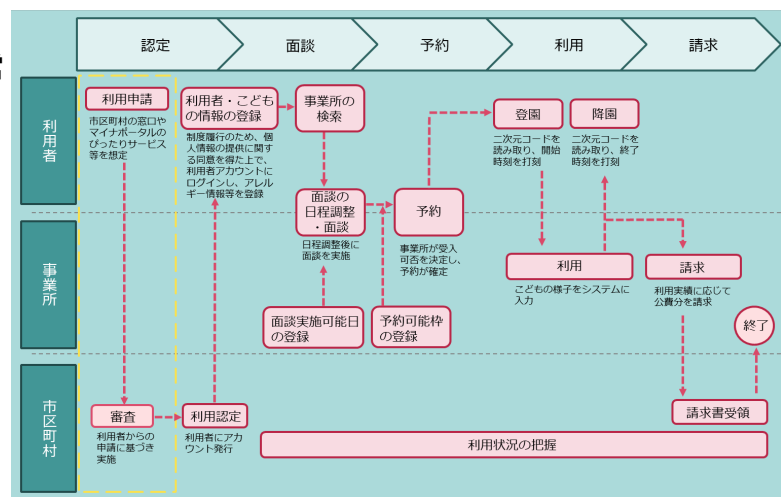
【利用の流れ】／【こども誰でも通園制度総合支援システム】

- 右図のとおり。

【関係機関と連携した支援】

- 認定の申請をする人としていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握し、こうした情報を活用して、支援が必要な児童等の把握につなげ、関係機関とも連携し、要支援児童等への対応を充実させていくことが期待される。
- こども誰でも通園制度の利用の仕方に着目して、支援の必要性を検討したり、継続的な状況把握の対象に位置付け、こども家庭センターを中心に効果的な支援につなげていくことが考えられる。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



【二】は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - 1 . 共通事項

- 乳幼児期は、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身が成長・発達していく時期。この時期は、とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる**自己肯定感**や**他者への信頼感**などが育まれていくことが大切。
- 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」で述べられているように、幼児期までのこどもの育ちにおいては、安定した「**アタッチメント（愛着）**」を安心の土台として、多様な人やモノ・環境と関わる**豊かな「遊びと体験」**を通して外の世界へ挑戦していく「**安心と挑戦の循環**」が重要。
- こども誰でも通園制度において、こうしたこどもの育ちを支えていくための関わりや保育の環境を提供するにあたっては、「**保育所保育指針（平成29年3月厚生労働省告示第117号）**」を理解した上で、以下の内容に留意すること。

1. 共通事項

安全確保に必要な情報の共有

- 緊急連絡先や食物アレルギー対応の有無など、**こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報**は、実際にこどもを受け入れる全ての事業者において、**事前に把握**しておく必要。こうした情報は、**保護者の同意**を得た上で、**総合支援システム**において提供される。

重大事故の防止

- 低年齢のこどもを受け入れるにあたっては、関係する職員全員が、**重大事故が発生しやすい場面について理解し、必要な対策**をとること。
- **睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中**などの特に重大事故が発生しやすい場面では、**特に注意**が必要。

乳幼児突然死症候群（SIDS）について

- SIDSはうつぶせに寝かせたときの方が発生率が高いため、**仰向けに寝かせることが重要**。

食事の提供について

- **食事の提供を行うか、行わないかについては事業者が判断**。特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかを検討の上で、給食提供を行うか、持参方式か等を決定し、**利用者に対応状況が分かるよう周知**。
- 提供を行う場合、衛生管理や栄養管理、個々の離乳食等の状況に応じた対応など、**適切な実施体制を確保**すること。

低年齢児の受入れを初めて行う事業所について

- はじめて低年齢児を受け入れる際は、設備運営基準を遵守することはもとより、**低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保**や**必要な物品**を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要。
- 市町村は、**低年齢児を受け入れたことのない事業者の認可**に当たっては、**受入れ可能な体制となっているかどうか、丁寧な確認**を行うこと。

こども誰でも通園制度の特性に応じた運営

- こどもの在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用児童が違うこと等、**保育所等における保育とは状況が異なることを踏まえて運営**することが求められる。

2 .通園初期の対応

システムによる情報共有

- 利用者の同意に基づき、**家族の状況、こどもの状況、発達の状況**について、事前面談や利用予約の対象となる事業所に**システム上で共有**。

事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することを基本）と**事前の面談**を行い、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、**こどもの特徴や保護者の意向等を把握**。オンライン実施も可。

親子通園について

- 慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、「**親子通園**」を取り入れることで、こどもも親も不安を感じずに通園するとともに、保育者も親子の様子を確認しながら保育を行うことができ、**親子にとっても保育者にとっても安心につながる**ことが期待される。
- ただし、**こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態になることがないよう留意**が必要。また、親子通園を利用の条件とすることは**適当ではない**。

利用こどもの保護者とのコミュニケーション

- 通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、**施設でのこどもの様子や、家庭でのこどもの様子について共有**を行うことが重要。定期的な面談の機会を設定することも考えられる。

短時間からの利用について

- 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として**慣らし保育を導入**する（段階的に1回の利用時間を延ばしていく）場合、こどもの様子を保護者と共有しながら、**こどもが園で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討**する。

3. 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

0 歳児との関わり方について

- この時期の発達の特徴を理解し保育所保育指針第2章1に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人一人のこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら、0 歳児の受け入れを行うこと。

<乳児期の発達について> ※保育所保育指針第2章 1（1）より一部引用
視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、**愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要**である。

1・2 歳児との関わり方について

- この時期の発達の特徴を理解したうえで、保育所保育指針第2章 2 に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人ひとりのこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら 1・2 歳児の受け入れを行う。

<1 歳児から 2 歳児との関わりについて> ※保育所保育指針第2章 2（1）より一部引用

- この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。
- このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、**こどもの生活の安定**を図りながら、**自分でしようとする気持ちを尊重**し、温かく見守るとともに、**愛情豊かに、応答的に関わる**ことが必要である。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - 4 . 特別な配慮が必要なこどもへの対応

4. 特別な配慮が必要なこどもへの対応

障害のあるこども

- 障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要。
- **市町村及び事業者**はあらかじめ障害のあるこどもの**受入れ方針について検討**し、関係部局や保護者へ周知。
- **事業者は、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合**、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、**受入れ可能性について検討**。正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、**受入れに必要な体制整備**を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が**連携して準備**を進めることが必要。

医療的ケアを必要とするこども

- 医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。
- **市町村及び事業者**はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの**受入れ方針について検討**し、その内容について関係部局や保護者へ周知。
- **市町村は、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合**、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、**医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討**。
- 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、**受入れに必要な体制整備**を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が**連携して準備**を進めることが必要。

居宅への派遣

- こども誰でも通園制度は、「**通園**」を**基本とする制度**だが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害のあるこどもを想定）に対応するために、当該こどもの**居宅へ保育従事者を派遣**することについて、**運用上可能**としている。
- 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応する必要。

5.計画と記録

こども誰でも通園制度における計画

- 発達に応じたこどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、**こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画**を作成することが必要。
- 各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、**どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した全体的な計画の作成が必要**。ただし、保育所等に併設されている事業所においては、既に作成されている全体的な計画を活用することも可能。
- **こどもの利用状況に応じて期間を設定した個別の指導計画の作成が必要**。

こども誰でも通園制度における記録

- 以下を参考に**記録を作成**。
 - ①**事業の実施内容確認の記録**：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録
 - ②**利用児童の育ちに関する記録**：利用児童の特性や育ちの経緯
 - ③**自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報**：総合支援システムを活用した、事業者間で共有するこどもの過ごし方等に関する情報
- 多様な利用形態のある本制度において、各事業所が**一人ひとりのこどもに応じた関わりや遊びを通じた育ちの支援を行っていくためには、関わる職員が認識や見通しを共有していくことが重要**。
- **保護者に関する受け止めや支援に関する振り返りも同様に、一体的に行っていくよう努める**。
- 振り返りの際、本制度は実施形態や利用児童の利用の仕方により、**こどもや保護者と保育従事者や事業者との関係性が多様**であることを踏まえることが大切。

6.保護者への対応

- こども誰でも通園制度は、こどもの育ちの支援とあわせて、**子育ての相談ができる場**としての役割が期待。
- 保育の専門家である**保育士からの支援**を通じて、**保護者の養育力を向上させ、家庭におけるこどもの育ちを充実**させることにもつながることが期待。
- こども誰でも通園制度における**子育て支援に関する基本**として、
 - ・ 各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、**自己決定を尊重**すること
 - ・ 保育者の専門性や、同年代のこどもと一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、**保護者がこどもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること**が大切。

7. 要支援家庭への対応上の留意点

市町村における保護者へのアプローチ

- 要支援家庭への市町村によるアプローチとして、下記のような対応が考えられる。
- ・ **制度を知らない段階からのアプローチ**として、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、**全ての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知**
- ・ 伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の中で**要支援家庭等を把握**した場合に、必要に応じて**こども誰でも通園制度に繋げる**
- ・ 要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、**気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認** 等

事業者における気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ

- 事業者において、**気になるこどもや保護者を把握**した場合には、保育所等と併設している事業所では保育所の園長や主任保育士に相談することや、子育て支援センターや地域子育て相談機関を併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を設けてみるなど、**組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築**。
- **事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しい**と判断した場合には、速やかに市町村（こども家庭センター等）や地域子育て相談機関、保健所等へ**情報共有**を行い、**必要な対応について相談**。

8. その他

令和7年度における広域利用の取扱い

- 広域利用については、令和7年度は、自治体間で協定が結ばれているなど調整が行われていることを前提に利用可能。

地域の実情に応じた実施

- **待機児童が生じている地域**においては、保育の受け皿に与える影響を考慮したうえで、**保育所等の定員外（一般型）での整備**を中心に進めていくことが考えられる。
- 人口減少地域においても、地域内に対象となるこどもが存在する限り、こども誰でも通園制度を利用できる体制整備が必要。**定員充足率が低下している地域**においては、**既存の保育所等を活用**して、実施を積極的に進めていくことが考えられる。
- 必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、**それぞれの地域資源を活用**した、**地域の実情に応じた体制整備**を進めることが大切。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、**更なる保育人材の確保**が必要。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要。

Ⅲ その他の留意点等

個人情報の取り扱いについて

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、**こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握しておくことが重要。**
- こうした個人情報の共有については、**利用者の同意**を得るにあたり、**どの範囲で、いつまで共有されるのか**ということを明確にした上で、**利用者に誤解の無いように伝えることが必要。**
- 個人情報は、利用の認定をした**市町村において適切に管理**を行うこと。**他の自治体に情報提供**する場合は、利用者から**個人情報の提供の同意**を得て行う必要。
- 総合支援システム上においては、**プライバシーポリシーや利用規約**に則り、**記録や共有**を行うこと。

他制度との関係

- こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、①**目的・定義面の違い**、②**給付制度と事業といった制度的な建付けの違い**がある。
 - ① 一時預かり事業が、「**保護者の立場からの必要性**」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は**こどもの育ちを応援**することが主な目的。
 - ② 一時預かり事業は「**事業**」である一方で、こども誰でも通園制度は令和8年度から「**給付制度**」として実施。
- こども誰でも通園制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者**にその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事**であり、自治体はその点について十分理解した上で、**両制度について案内する**必要。
一方で、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を併用することもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、**利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供**できるよう心掛ける必要。

職員の資質向上

- 管理者は、その責務として、「**制度及び事業の目的・意義を正しく理解すること**」、「**本事業実施における目標の設定を行い、定期的に業務管理を行うこと**」等の事項を行う必要。
- **保育士資格を有しない従事者**については、こども誰でも通園制度に従事する前に、**子育て支援員研修等を受講**することで、**必要な知識や技能等を習得する必要**。保育士を含めた従事者が、制度の理解を踏まえた専門性が発揮できるよう、市町村・実施事業所は**適切に研修等の機会を設ける必要**。
- **職員のメンタルヘルスへの配慮**として、保育者への**定期的なヒアリング**を実施する、特に経験の浅い保育者には**管理職等がしっかりと伴走**する、といった対策を講じることが重要。